

# ドライブレコーダーの無料貸出制度をご活用ください

～運転者の安全意識の向上、安全教育の教材等の効果がある～

関東協では、ドライブレコーダー（簡易装着型）の無料貸出し制度を行っています。各ドライバーの運転（アクセル、ハンドル、ブレーキの操作状況）について把握するとともに、ヒヤリハットの現場映像も確認していただくなど、安全運転教育の教材としてもご活用いただけます。

## ご利用方法

### 1. 事前に、電話にて「ご利用日（期間）」と「台数」をお知らせください。

- ※ 機器の装着は、当組合の契約車両を対象とします。
- ※ 貸出期間は、原則3週間以内、1組員につき3台が限度となります。
- ※ 希望者多数の場合は、貸出日を調整することがありますので、ご了承ください。

### 2. 当組合で、予約状況を確認し、ファックスにて運用要領と申し込み用紙を送信します。必要事項をご記入、捺印のうえ、安全推進部までご返信ください。

### 3. 安全推進部から機器を送付いたします。

- ※ 機器の取付け、取外しは、利用申込事業所において行っていただきます。
- ※ ご利用期間の終了後は、当組合に速やかに返送していただきます。

## ドライブレコーダー貸出し運用要領

### ①総則

関東交通共済協同組合が保有するドライブレコーダー貸出し運用については、この要領の定めるところによる。

### ②目的

組員事業所において使用する日常の運転を、ドライブレコーダーで細かく記録、把握することにより、安全運転についての改善指導や効果的な運行管理を推進し、組員事業所の交通事故防止及び安全管理業務の効率化に役立てることを目的とする。

### ③対象

組員事業所で、共済契約期間中の車両とする。

### ④運用

内容は、次のとおりとする。

- (1)運用は、原則として1事業所3台を限度とし、貸出し期間は、3週間を上限とする。
- (2)その他の運用については、別途協議するものとする。

### ⑤利用申込み

ドライブレコーダーの利用申込みは、事前に組合と協議の上、「ドライブレコーダー利用申込書」により行う。

### ⑥実施方法

ドライブレコーダーの実施方法は次のとおりとする。

- (1)利用申込事業所において、「取扱い責任者」を指名する。
- (2)機器の取付け及び取外しは、利用申込事業所において行うものとする。
- (3)利用申込事業所は、利用期間の終了後、組合へ速やかに返却することとする。

### ⑦機器の管理及び取得データの報告

- (1)機器の管理は、利用事業所取扱い責任者が行う。また、利用事業所の故意または、重大な過失により、機器に損傷が生じた場合は、利用事業所が賠償の責任を負う。なお、機器の取付け、取外し、または使用中において、契約車両に不具合が生じた場合は、組合は責任を負わないものとする。
- (2)取得データの報告は、利用事業所取扱い責任者が行う。

### ⑧禁止事項

次の行為は禁止をいたします。

- (1)機器の改造
- (2)契約車両以外の取付け
- (3)他人への貸出し

### ⑨情報の活用

組合が実施する交通事故防止の教材として活用する場合は、利用事業者の承諾を得て、組員名名の漏れない範囲で教材として活用することができることとする。

### ⑩利用費用

ドライブレコーダー利用は無料とする。

### ⑪その他

運用要領にない事項が発生した場合は、別途協議とする。

### 付則

この運用要領は、平成27年11月1日から施行する。